

令和8年1月20日

## パブリック・コメント実施

施策等に関する下記計画について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するために、パブリック・コメントを実施します。

記

### 1. パブリック・コメント

#### (1) 対象案件 ※内容、特徴等については別紙のとおり

No.	名称	担当課
1	福島市文化財保存活用地域計画	文化振興課
2	福島市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定)	感染症・疾病対策課
3	令和8年度福島市食品衛生監視指導計画	衛生課

#### (2) 意見の提出期間

令和8年1月20日(火)～令和8年2月18日(水)

#### (3) 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所 各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブラジニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

#### (4) 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送  
またはファックスで

#### (5) 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

#### (6) その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

## 2. 地区パブリック・コメント

### (1) 対象案件 ※内容、特徴等については別紙のとおり

No.	名称	担当課
1	各地区ふくしま共創のまちづくり計画 ～個性と魅力あふれる地域を目指して～ (18地区)	地域共創課

### (2) 意見の提出期間

令和8年1月20日(火)～令和8年2月18日(水)

### (3) 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所 地域共創課・市民情報室(中央東地区、中央西地区含む18地区分)  
各支所・出張所(各地区分)

### (4) 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送  
またはファクスで

### (5) 意見を提出できる方

該当する地区にお住まいの方

### (6) その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課  
課長 斎藤 主任 藤川  
電話 024-563-7488 (直通)

## 福島市文化財保存活用地域計画 ～パブリック・コメント実施～

市民・文化スポーツ部 文化振興課

目指す姿	福島市に暮らす人々が、地域の文化を知り、活用することで地域が元気になり、文化財がまもり・いかされるまちを目指します。
計画の期間	令和8年度～令和12年度（5年間）
 ポイント	<p>1. 本市における文化財の保存・活用・継承事業を総合的・一体的に実施するための基本計画及び行動計画として策定します。</p> <p>人口減少・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財の保存・活用に関して各市町村が取り組んでいく目標や施策を記載した基本的な計画の指定が文化財保護法において制度化されました。</p> <p>本市においても同様の課題が認識されることから、令和5年度に策定協議会を立ち上げ、本計画を策定することとしました。</p> <p>2. 本市が目指す将来像及び基本理念</p> <p>～身近な歴史文化を知り、まもり・いかすまちへ～ 多くの市民が文化財を知り、活用することにより文化財の適切な保存及び、より福島市が元気になることを目指していきます。</p> <p>3. 基本方針</p> <p>(1) 多種多様な文化財の調査・研究を行います (2) 文化財をより良い状態で保存・継承します (3) 歴史文化の魅力を発信し、活用します</p>
意見提出期間	令和8年1月20日～令和8年2月18日
備 考	

担当：文化振興課 文化財保護活用係  
課長 今野 主任 米尾  
電話 024-525-3785（直通）

## 福島市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定） ～パブリック・コメント実施～

健康福祉部 感染症・疾病対策課

目指す姿	平時から社会全体で感染症対策に取り組み、感染症に強いまちづくりを目指します。													
計画の期間	国及び県行動計画の改定や関連する諸制度の見直し等を踏まえ、必要に応じ適宜、計画の見直し・改定を行います。													
check!! ポイント	<p>◆福島市新型インフルエンザ等対策行動計画とは？</p> <p>▶新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年に策定した市の行動計画。</p> <p>▶行政や医療機関、企業、学校、地域住民など社会の様々な構成員が連携・協力し、平時からの備えと感染症発生時の対策実施に取り組むための内容等を定めています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>新型コロナ対応への経験等を踏まえ抜本的に改定！</u></p> <p>◆主な改定のポイント</p> <p>▶対象疾患：幅広い呼吸器感染症へ拡大</p> <p>▶対策時期：対策段階により3つに区分し、平時の取組を充実</p> <p>▶対策項目：新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、13項目に拡充</p> <p>▶新型コロナのように、中長期的な流行の波が複数回来ることを想定した対策へ変更</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #90EE90;">項目</th> <th style="text-align: center; background-color: #90EE90;">新計画</th> <th style="text-align: center; background-color: #FFDAB9;">現計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象疾患</td> <td>新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症</td> <td>新型インフルエンザがメイン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策時期</td> <td> <p>【対策段階により区分】</p> <p>I 準備期 II 初動期 III 対応期（4区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期</li> </ul> </td> <td> <p>【発生段階により区分】</p> <p>I 未発生期 II 海外発生期 III 国内発生早期（市内未発生期） IV 市内発生早期 V 市内感染期 VI 小康期</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策項目</td> <td> <p>13項目に拡充し内容を精緻化</p> <p>①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活・市民経済</p> </td> <td> <p>①実施体制 ②情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥市民生活・市民経済</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中、赤文字で表記したのは、今回の改定で変更・追加した項目。</p>		項目	新計画	現計画	対象疾患	新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症	新型インフルエンザがメイン	対策時期	<p>【対策段階により区分】</p> <p>I 準備期 II 初動期 III 対応期（4区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期</li> </ul>	<p>【発生段階により区分】</p> <p>I 未発生期 II 海外発生期 III 国内発生早期（市内未発生期） IV 市内発生早期 V 市内感染期 VI 小康期</p>	対策項目	<p>13項目に拡充し内容を精緻化</p> <p>①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活・市民経済</p>	<p>①実施体制 ②情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥市民生活・市民経済</p>
項目	新計画	現計画												
対象疾患	新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症	新型インフルエンザがメイン												
対策時期	<p>【対策段階により区分】</p> <p>I 準備期 II 初動期 III 対応期（4区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期</li> </ul>	<p>【発生段階により区分】</p> <p>I 未発生期 II 海外発生期 III 国内発生早期（市内未発生期） IV 市内発生早期 V 市内感染期 VI 小康期</p>												
対策項目	<p>13項目に拡充し内容を精緻化</p> <p>①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活・市民経済</p>	<p>①実施体制 ②情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥市民生活・市民経済</p>												
意見提出期間	令和8年1月20日～令和8年2月18日													
備 考														

担当：感染症・疾病対策課 感染症対策係  
課長 渡辺、係長 儀藤 電話 024-572-3152（直通）

## 令和8年度福島市食品衛生監視指導計画 ～パブリック・コメント実施～

健康福祉部 衛生課

目指す姿	食中毒など飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、市民の健康を保護します。																																																																																																																												
計画の期間	令和8年度 (1年間)																																																																																																																												
check!! ポイント	<p>1 計画策定の目的 本計画は、食の安全・安心の確保のため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条及び食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき毎年度、翌年度の監視指導計画を定めるものです。</p> <p>2 事業計画 計画には監視指導(立入検査等)の他、事業者への衛生教育や市民への啓発等が含まれます。なお、計画の概要は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">監視指導</td> <td>許可業務(新規)</td> <td>◀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>随時</td> <td>▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>◀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>随時</td> <td>▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一斉監視</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業者教育</td> <td>収去検査</td> <td>◀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>随時</td> <td>▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品衛生責任者養成講習会・実務講習会</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品衛生講習会・出前講座</td> <td>◀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>随時</td> <td>▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">啓発市民情報提供</td> <td>啓発事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出前講座等</td> <td>◀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>随時</td> <td>▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市政だより・市ホームページ等による広報</td> <td>◀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>食中毒予防月間</td> <td>▶</td> <td></td> <td></td> <td>ノロウイルス予防月間</td> <td>▶</td> </tr> </tbody> </table>		項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	監視指導	許可業務(新規)	◀						随時	▶					立入検査	◀					随時	▶					一斉監視	○			○	○				○	○		事業者教育	収去検査	◀					随時	▶					食品衛生責任者養成講習会・実務講習会	○		○		○	○	○	○	○	○		食品衛生講習会・出前講座	◀					随時	▶					啓発市民情報提供	啓発事業					○							出前講座等	◀					随時	▶				市政だより・市ホームページ等による広報	◀				食中毒予防月間	▶			ノロウイルス予防月間	▶
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																
監視指導	許可業務(新規)	◀						随時	▶																																																																																																																				
	立入検査	◀					随時	▶																																																																																																																					
	一斉監視	○			○	○				○	○																																																																																																																		
事業者教育	収去検査	◀					随時	▶																																																																																																																					
	食品衛生責任者養成講習会・実務講習会	○		○		○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
	食品衛生講習会・出前講座	◀					随時	▶																																																																																																																					
啓発市民情報提供	啓発事業					○																																																																																																																							
	出前講座等	◀					随時	▶																																																																																																																					
	市政だより・市ホームページ等による広報	◀				食中毒予防月間	▶			ノロウイルス予防月間	▶																																																																																																																		
意見提出期間	令和8年1月20日 ~ 令和8年2月18日																																																																																																																												
備考																																																																																																																													

担当：衛生課 食品衛生係  
課長 木幡 係長 八巻  
電話 024-597-6358 (直通)

## ふくしま共創のまちづくり計画 ～個性と魅力あふれる地域を目指して～

政策調整部 地域共創課

目指す姿	個性と魅力あふれる地域を目指し、各地区におけるビジョン達成に向け、「共創」によるまちづくりを地域住民や団体が取り組みを進めています。
計画の期間	令和8年度～令和12年度（5年間）
check!! ポイント	<p>(1) 「共創」により策定、「共創」により実践 策定にあたっては、各地区で計画策定を行う「計画策定懇談会」に地区の各層、様々な立場の方に参画いただき、また、地区によっては、中学生等へアンケート実施、高校生からの提案を受けるなど工夫しながら多様な意見を取り入れました。 地域の皆さんが連携し「重点的な取り組み」を自ら実践する計画としています。</p> <p>(2) 「個性」を生かした計画 各地区固有の歴史、文化などの特性を生かした、その地区ならでは計画としています。地区は支所等を単位（16支所及び中央東・西地区）とする18地区となっています。</p> <p>(3) 地区パブリック・コメント 計画素案に対する地区住民からの意見募集を各地区で独自に実施し、懇談会以外の意見も参考にして策定を行います。併せて地区住民にとって身近な計画であることの周知を図りました。</p> <p>(4) 各地区住民による「推進体制」 毎年、地域の皆さんのが「重点的な取り組み」の実施状況に関して評価と検証を行い進捗管理することで、計画の推進を図ります。</p>
意見提出期間	令和8年1月20日～令和8年2月18日
備 考	各地区計画に対して、地区住民からの意見を募集する。

担当：地域共創課 市民共創係  
課長 相田 係長 赤井  
電話 024-525-3731（直通）

## パブリック・コメント制度（意見募集）（地区パブリック・コメント）

### 「〇〇地区ふくしま共創のまちづくり計画」を策定します

各地区共通  
ひな型

#### ●計画策定の目的

個性と魅力あふれる地域を目指し、各地区において「共創」のまちづくりの考え方沿って、地域住民が話し合い、目指すべき将来の姿の達成に向けた取り組みを実践するための活動指針となる計画です。

※共創：地域の住民・団体など多様な主体が課題を把握し、解決策を話し合い、取り組みを実践していくことで、地域としての価値を共に創り上げていくこと。

#### ●計画策定（見直し）の背景

現計画の期間の終期にあたり、昨今の状況変化を踏まえながら現計画を見直し、今後5年間の計画を策定する。

#### ●計画の期間

令和8年度から令和12年度

#### ●計画の構成（各地区共通）

##### (1) 地域ビジョン

概ね10年先を見据えながら今後5年間の地域の目指すべき将来のまちの姿

##### (2) 地域の個性

地区の現状や特有の地域資源 など

##### (3) 地域の取り組みの実績

現行計画に基づき、各地区でこれまで取り組んできた内容・実績

##### (4) 地域の強みとなる資源

地域資源の中で特に地域の強みとなるもの

##### (5) 地域課題

##### (6) 重点的な取り組み

地域課題解決のために各地区において今後5年間で取り組む内容

#### ●計画の基本方針（ポイント）

##### (1) 地域住民自ら策定し、自ら実行し、地域愛を醸成できる計画

##### (2) 地域の個性を生かした計画

##### (3) 地域活動の指針となる計画

##### (4) 地域住民にとって身近に感じることができる計画

#### ●計画の特徴

##### (1) 共創の理念のもと各地区におけるまちづくり計画（素案）を作成しました。

##### (2) さまざまな立場の方に懇談会へ参加いただき、さまざまな意見を十分に取り入れる工夫を行いました。

##### (3) 各地区内でパブリック・コメントを実施します。

##### (4) 新計画の推進体制および進捗管理を十分に行います。

#### ●計画の実現に伴う効果、市民生活への影響など

各地区の目指すべき地域ビジョンの達成に向け、地域住民や団体が「共創」によるまちづくりに取り組み、個性と魅力ある地域づくりを進めていきます。

- 「〇〇地区ふくしま共創のまちづくり計画(素案)」  
別添「〇〇地区共創のまちづくり計画(素案)」をご覧ください。

- **公表の方法**

- (1) 市ホームページに掲載
- (2) 地域共創課、市民情報室、各支所・出張所での公表資料の閲覧

- **意見の提出方法と提出先**

住所、氏名、電話番号、計画の地区名などを明記の上（備え付け様式または任意の用紙も可）、地域共創課、市民情報室、各支所・出張所へ各施設の開庁時間内にお持ちいただき、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

<郵送の場合>

住所、氏名、電話番号、計画の地区名を明記の上、閲覧場所に備え付けの意見提出用封筒（料金受取人扱）を利用していただけ、以下へ郵送してください（意見提出期間内消印有効）。

※念のため封筒にも「●●地区ふくしま共創のまちづくり計画（素案）への意見」とお書きください。

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市政策調整部地域共創課あて

<FAXの場合>

計画等の名称（「●●地区（お住まいの地区名になります）ふくしま共創のまちづくり計画（素案）への意見」）と住所、氏名、電話番号などを明記の上、FAX番号：024-536-9828へお送りください（意見提出期間内受信有効）。

<電子メールの場合>

市ホームページ内の意見受付メールフォームをご利用ください。（下のQRコードから入れます。）

※意見提出にあたっては、念のため意見提出書類と封筒（郵送の場合）には忘れずに地区名の記載をお願いします。

※電話でのご意見は受付いたしませんので、ご了承願います。



- **意見の提出期間**

令和8年1月20日（火曜日）から2月18日（水曜日）まで

- **意見を提出できる方**

該当する地区にお住まいの方

- **その他**

- 1 いただいたご意見はお住まいの地区の「ふくしま共創のまちづくり計画」策定の参考とさせていただきます。
- 2 いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
- 3 いただいたご意見とそれに対する考え方については後日公表いたします。  
なお、ご意見の内容以外（住所、氏名など）は公表いたしません。

- **お問い合わせ**

（地区パブリック・コメント、中央東、中央西地区計画について）（〇〇地区計画について）

政策調整部地域共創課市民共創係

〇〇支所

電話：024-525-3731

電話 024-〇〇〇-〇〇〇〇